

お申し込みの際には、当「旅行条件書」を必ずお読みください。



北陸鉄道株式会社 国内募集型企画旅行 旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12の4に定める取引条件説明書面及び同法第12の5に定める契約書面の一部となります。

1 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、北陸鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けれます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットまたはホームページ（以下「契約書面」といいます。）・本旅行条件書・出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業款募集型企画旅行契約の部（以下「約款」といいます。）によります。

2 旅行契約のお申込み・ご予約

- (1)①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」（以下①②を併せて「当社」といいます。）のそれぞれにおいて、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット及びその他の方法にてお客様からの旅行契約のお申し込みまたはご予約を承ります。
- (2)当社は、同一コースにて、同時に参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めてお申し込みいただいた場合、当社は特約を結んだ場合を除き、契約責任者が旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体に係る旅行業務に関する取引は当該契約責任者との間で行います。この場合契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出いただきます。
- (3)当社は旅行申込書に所定の事項を記入し、下記申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は、旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部として取扱います。
- (4)当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネット及びその他の通信手段（以下「電話等」といいます。）による旅行契約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合契約はご予約の時点では成立してはならず、当社が電話等による旅行契約の予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金の支払いをしていただきます。この期間内にお申込金の支払いがない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- (5)お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様が待ち予約の状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を待ち予約のお客様として登録し、ご予約可能となるよう、手配努力する場合がございます。この場合当社は申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様との旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (6)本項(5)の場合、手配完了は保証されたものではありません。
- (7)申込金の額は以下の通りです。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱われます。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

ただし、特定コースにつきましては別途募集パンフレットまたはホームページに定めるところによります。上記表内の「旅行代金」とは、第7項の「お支払い対象旅行代金」といいます。

3 お申込み条件

- (1)18歳未満の方が単独でご参加の場合は、親権者の同意書が必要で、15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合がございます。
- (3)旅行のお申し込み時に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、障がいをお持ちの方など特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合医師の健康診断書を提出していただく場合がございます。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担といたします。また、現地事情や関係機関などの状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介護者などの同行などを条件とさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただきますが、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合がございます。
- (4)当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5)お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要措置をとらせていただきます。これにかかるとの費用はお客様のご負担となり、お客様は当該費用を当社が指定する期日までににお支払いいただきます。
- (6)お客様のご都合による別行動は原則としてお受けいたしかねます。ただし、別途条件でお受けすることもあります。
- (7)旅行中お客様のご都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時などについて必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただきます。
- (8)他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、お申し込みをお断りする場合がございます。
- (9)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合がございます。
- (10)その他当社の業務上の都合がある場合は、お申し込みをお断りする場合がございます。

4 旅行契約の成立時期

- (1)当社とお客様との旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものといたします。
- (2)第2項(5)の場合は、お待ちいただける期限内に契約締結が可能と

なり、かつこの時点までにお客様より待ち予約登録の解除のお申し出がなく、当社が契約締結が可能になった旨をお客様に通知し申込金を受領した時点で成立いたします。

- (3)旅行契約は、電話による申込みの場合、本項(1)により申込金を当社が受領したときに、郵便・ファクシミリ、及びインターネットその他の通信手段による申込みの場合は、申込金の支払い後、当社から旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達した時に成立します。また後者の場合にあっても、通信契約によって契約を成立させる時は、第22項(3)の定めにより契約が成立します。

5 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は募集パンフレットまたはホームページ、本旅行条件書などにより構成されます。
- (2)当社はあらかじめ本項(1)の契約書面を補充する書面として、お客様に、集合時刻・場所、利用する運送機関、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速く旅行開始日の前日までににお渡しいたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合がございます。なお、お渡し方には郵送を含みます。
- (3)当社は、あらかじめお客様の承諾を得て、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終旅行日程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合がございます。その場合は、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- (4)本項(3)の場合、お客様の使用する通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認いたします。
- (5)当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、最終旅行日程表に記載するところに特定されます。

6 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。尚、14日前以降にお申し込みされた場合は旅行開始日前の当社が指定する期日までにいただきます。

7 お支払い対象旅行代金

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満4歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットまたはホームページの価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

8 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃、宿泊費、食事代、観光料金、消費税等諸税、空港施設利用料（空港により必要な場合）、その他パンフレット等で含まれる旨明示したものの。
- (2)添乗員付コースの添乗員同行費用。
上記の費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。

9 旅行代金に含まれないもの

- 前8項以外のものは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(1)超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
(2)コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びグリーン料金、電報・電話料等の個人的性質の諸費用、それに伴う税（消費税等諸税）・サービス料。
(3)ご希望者のみ参加されるオプションプラン（別途料金の小旅行）の代金等。
(4)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに、当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

11 旅行代金の変更

- (1)当社は利用する運送機関の運賃が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2)旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。
第10項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。
- (3)運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範

囲内で旅行代金の額を変更することがあります。

12 お客様の交替

- (1)お客様は、当社の定める申込み期限内であらかじめ当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただし、この場合お客様は所定の事項を記入のうえ、交替に要する所定の金額の手数料をお支払いいただきます。
- (2)契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方がこの旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。なお、当社は申込み期限・空席状況などによりお客様の交替をお断りすることがあります。

13 お客様による旅行契約の解除

- (1)旅行開始前の解除
ア) お客様は、第14項に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、解除の申し出は当社らの営業時間内にお受けいたします。
イ) お客様は、次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
a) 第10項に基づき契約内容の重要な変更があった場合。ただし、その変更が第21項の表に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
b) 第11項(1)に基づき旅行代金が増額されたとき。
c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
d) 当社らがお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までににお渡ししなかったとき。
e) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
ウ) 当社は本項(1)の(ア)により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払戻いたします。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の(イ)により旅行契約が解除されたときには、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払戻いたします。

(2) 旅行開始後

- ア) お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
イ) お客様の責に帰さない事由により旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供にかかるとの部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち不可能となった旅行サービスの提供にかかるとの部分から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限りす。）を差し引いた額をお客様に払戻いたします。

14 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料をいただきます。尚、複数人数でご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

(取消料率表)	取消日(旅行開始日の前日から起算して)	取消日(旅行開始日の)	
国内旅行 宿泊コース	21日前 まで	20日前～ 8日前まで	7日前～ 2日前まで
国内旅行 日帰りコース	11日前 まで	10日前～ 8日前まで	7日前～ 2日前まで
	無料	20%	30%
		40%	50%
			全額

- (2)オプションプランも上記の取消料が別途適用されます。
(3)当社の定める申込み期限内に、お客様のご都合で出発日・コース・利用便・宿泊ホテル等行程中の一部を変更される場合にも取消とみなし、上記の取消料が適用されます。
(4)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約料をいただきます。

15 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- ア) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われない時は、当社は旅行契約を解除することができます。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
イ) 当社は次にあげられる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
a) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b) お客様の病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
c) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
d) お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e) お客様の人数が、募集パンフレットまたはホームページ等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については3日目）にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
f) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しない時、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
g) 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

- h) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき。
- i) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行なったとき。
- j) お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威迫を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行なったとき。
- ウ) 当社は本項「(1)のイ)」により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。
- (2) 旅行開始後
- ア) お客様のご都合により途中で難困された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- イ) 旅行開始後であっても当社は次にある場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
- b) お客様が、旅行を安全かつ円滑に実施する為の添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
- c) 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により、旅行の継続が不可能になったとき。
- d) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき。
- e) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行なったとき。
- f) お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威迫を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行なったとき。
- ウ) 当社が本項「(2)イ)」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとしたします。

- エ) 解除の効果及び払戻し
- 本項「(2)イ)」に記載した理由で当社が旅行契約を解除したときは、第14項によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行者サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目ですべて支払い、またこれから支払われなければならない費用があるときは、これをお客様のご負担いただきます。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払いはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払戻しいたします。
- オ) 本項「f)のa)・c)により当社が旅行契約を解除した時は、お客様のお求めに応じてお客様の負担で出発地に戻る為の必要な手配をいたします。

16 旅行代金の払戻し

当社はお客様に対し払戻すべき金額が生じた時は、次のとおり払戻しいたします。

- (1) 旅行開始前の旅行契約解除による払戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。
- (2) 旅行開始後の旅行契約解除及び旅行代金減額分の払戻しは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- (3) クーポン類の引渡し後の払戻しについてはお引渡ししたクーポン類が必要となります。クーポン類の提出がない場合には旅行代金の払戻しができないことがあります。
- (4) 本項「(1)の規定は、第18項または第20項で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17 添乗員・旅程管理

- (1) 添乗員が同行する旨を表示したコースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2) 現地添乗員が同行する旨を表示したコースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項「(1)における添乗員の業務」に準じます。
- (3) 「個人旅行」は添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- (4) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
- (5) 添乗員が同行しない旅行においては、当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

18 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったことに限りします。
- (2) お客様が次に掲げる理由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。
- ①天災地変、気象条件、暴動、これらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止 ②運送・宿泊機関の事故若しくは火災、サービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止 ③官公署の命令、または伝染病による隔離 ④自由行動中の事故 ⑤食中毒 ⑥盗難 ⑦運送機関の遅延、不通、経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項「(1)の損害については、本項「(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失ある場合は除く）として賠償いたします。

19 特別補償

- (1) 当社は第18項「(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が旅行契約別特別補償規程で定めるところにより、当社が実施する国内募集型企画旅行に参加するお客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円をお支払いいたします。また所定の身の回り品に損害を被ったときは約款の別紙「特別補償規程」により損害補償金（15万円を限度、ただし一個または一對についての補償限度は10万円）をお支払いいたします。ただし当社は現金、クレジットカード、クーポン券、航空券、その他約款の別紙「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償いたしません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、過失、運送、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病などの他、募集型企画旅行の旅行日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジョロプレーン搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項「(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。
- (3) 当社が第18項「(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部（または全部）に充当いたします。

20 お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けずす。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

21 旅程保証

- (1) 当社は、次表に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし、次の①、②、③で規定する変更を除きます。）、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。ただし、当該変更について当社に第18項「(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部としてお支払いいたします。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金をお支払いいたしません（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したときによる変更の場合は変更補償金をお支払いいたします。）。a) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 b) 戦乱 c) 暴動 d) 官公署の命令 e) 欠航、不通、休業など運送・宿泊機関などのサービス提供の中止 f) 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運送（運行）計画にららない運送サービスの提供 g) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
- ②第13・15項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- ③募集パンフレットまたはホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- (2) 本項「(1)の規定にかかわらず、当社がどの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限といたします。また、ひとつの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- (3) 本項「(1) (2)に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当社はお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行う場合がございます。
- (4) 当社が本項「(1)の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第18項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝1件につき下記 の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前 日までにお客様 に通知した場合	旅行開始日以降 にお客様に通知 した場合
1. 募集パンフレットまたはホームページ等に 記載した旅行開始または終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 募集パンフレットまたはホームページ等に 記載した入場する観光地または観光施設 (レストランを含みます。)その他の 旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 募集パンフレットまたはホームページ等に 記載した運送機関の等級または設備 のより低い料金のものへの変更（変更 後の等級及び設備の料金の合計額が 契約書面に記載した等級及び設備の それを下回った場合に限りま。）	1.0%	2.0%
4. 募集パンフレットまたはホームページ等に 記載した運送機関の種類または会社 名の変更	1.0%	2.0%
5. 募集パンフレットまたはホームページ等に 記載した日本国内の旅行開始地たる 空港または旅行終了地たる空港の異なる 便への変更	1.0%	2.0%
6. 募集パンフレットまたはホームページ等に 記載した宿泊機関の種類または名称 の変更	1.0%	2.0%
7. 募集パンフレットまたはホームページ等に 記載した宿泊機関の客室の種類、設備、 景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%
8. 上記の①～⑦に掲げる変更のうち募集パン フレット等またはホームページのアー タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1:確定書面（最終旅行日程表）が交付された場合には、「契約書面（募集パンフレットまたはホームページ等）」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用いたします。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それはそれの変更につき1件として取り扱いたします。
- 注2:1件とは、運送機関の場合1乗車船などごとに、宿泊機関の場合1泊ごとに、その他旅行サービスの場合1該当事項ごとに1件といたします。
- 注3:③または④に掲げる変更にかかわる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱いいたします。
- 注4:③または⑥もしくは⑦に掲げる変更が1乗車船または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船または1泊につき1件として取り扱いいたします。
- 注5:⑤に掲げる変更については、①～⑦の利率を適用せず、⑧の利率を適用いたします。

22 通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金や取消料の支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に旅行の申込みを受け付ける場合があります。このときは旅行代金支払いのカード利用が契約成立日となります。通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件と以下の点で異なります。なお、受託旅行者により取扱可能なカードの種類が異なる、若しくは当該取扱ができない場合があります。

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (2) 申込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社ら旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 契約解除の申出があった場合、当社らは旅行代金や取消料を差し引いた旅行解除の申出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は額外開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。
- (5) 与信等の理由により会員の申出のクレジットカードでの決済ができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払ひいただきます。当該期日までにお支払いがなかった場合は所定の取消料と同額の違約料を申し受けずす。

23 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレット等に明示した日付となります。

24 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社及び募集パンフレットに記載の受託旅行者（以下「取扱旅行者会社」といいます。）、は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。他、お客様が申し込まない旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- ※この他、当社及び取扱旅行者会社では、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきますことがございます。
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業案内、商品及び催し物内容などのご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきますことがございます。
- (3) 当社は旅行先でのお客様のお買ひ物などの便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを守秘義務契約を締結した土産物店（DFSギャラリア沖縄【免税店】）に提供することがございます。この場合、お客様の氏名、搭乗日、搭乗される航空便名などにかかわる個人データを、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社のお問い合わせ窓口あてに、出発前までにお申し出ください。

25 その他

- (1) お客様が個人的案内・お買ひ物などを添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪け、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内する場合がございますが、お買ひ物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 事故等のお申し出について
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）
- (4) 天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様負担となります。
- (5) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- (6) 旅館ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービスを追加された場合、原則として消費税などの諸税が課せられます。
- (7) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するために当社の指示に従っていただきます。
指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。
- (8) 貸切バスで運行する場合のバス会社名は、旅行開始日までにお客様に確定書面でご案内させていただきます。

(2026. 4)

この取引[条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款「募集型企画旅行契約」の部によります。
当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

旅行企画・実施：石川県知事旅行業登録第2-130号	
北陸鉄道株式会社	
〒920-0031 石川県金沢市広岡3丁目1番1号	
一般社団法人 全国旅行業協会 会員	